令和7年(昨年)度　所定疾患施設療養費　算定状況

平成24年4月の介護報酬改定により、介護老人保健施設において、入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、所定の疾患を発症した場合における施設での医療について、以下の要件を満たした場合に評価されることになりました。
厚生労働大臣が定める基準に基づき、所定疾患施設療養費の算定状況を公表いたします。

◆◇◆ 所定疾患施設療養費について ◆◇◆

実施施設／徳洲苑なえぼ

＜算定条件＞

１．所定疾患施設療養費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、月１回限り算定する。
　（1）所定疾患施設療養費（Ⅰ）　239単位　連続する7日間を限度に算定
　（2）所定疾患施設療養費（Ⅱ）　480単位　連続する10日間を限度に算定
２．所定疾患施設療養費と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
３．所定疾患施設療養費の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
　◆肺炎　◆尿路感染症　◆帯状疱疹
　◆蜂窩織炎　◆慢性心不全が増悪
４．算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。
５．請求に際して、診断、行った検査、治療内容を記載すること。
６．当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について前年度の当該加算の算定状況を報告すること。

令和7年度(年間)まとめ

疾病名	区分	件数	日数	治療法
肺　炎	(Ⅰ)	0	0	抗生剤投与、喀痰排出促進剤等にて治療 必要時は病院と同じく欠食とし点滴、酸素投与を実施
	(Ⅱ)	0	0	
尿路感染症	(Ⅰ)	6	35	水分補給(経口・点滴)、および経口抗生剤の処方等にて治療
	(Ⅱ)	12	72	
帯状疱疹	(Ⅰ)	4	27	抗ウィルス剤の処方等にて治療
	(Ⅱ)	0	0	

【算定期間／令和7年4月1日～令和8年3月31日】

令和7年度／月別状況	所定疾患施設療養費（Ⅰ）算定										所定疾患施設療養費（Ⅱ）算定													
疾病名	４月		５月		６月		７月		８月		９月		１０月		１１月		１２月		１月		２月		３月	
	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数	件数	日数
肺　炎																								
尿路感染症	1	4	2	12			2	12	1	7	2	15			4	25	2	10			2	10	2	12
帯状疱疹	2	13	2	14																				